

長寿医療制度（後期高齢者医療制度） 保険料のお知らせ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入する前日まで、**被用者保険**の被扶養者であった人も、10月から保険料の納付が始まります。

※ 被用者保険とは全国健康保険協会管掌健康保険（政府管掌）および組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険、国保組合は該当しません。

国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）が10月から始まります

国民健康保険制度では、被保険者のみなさんに保険税を支払っていただく際に、金融機関などの窓口でお支払いいただく手間をおかけしないようにするために、保険税を年金から天引きする、特別徴収（年金からの天引き）を本年10月から始めることとなりました。

▼特別徴収（年金からの天引き）の対象となる人
国民健康保険の世帯主を含めた被保険者全員が65歳から74歳までの世帯の場合

世帯主が対象となります。※対象となる人には8月に更正（決定）通知書を送付しています。
▼次の場合は、特別徴収（年金からの天引き）の対象にはなりません
・現在、口座振替により国民健康保険税をお支払いの人で、未納のない世帯
・平成22年3月31日までに75歳になる被保険者がいる世帯で、未納のない世帯
・年金額が月額18万円（月額1万5000円）未満の場合

・介護保険料とあわせて保険料額が年金額の2分の1を超える場合
▼特別徴収（年金からの天引き）でお支払いいただく保険料 平成20年度の保険料については、原則として、9月までに収めていただいた残りの額を3等分した金額が、10月12月、2月に特別徴収（年金からの天引き）となります。
▼問合せ先 住民課 ☎932・1151

●軽減内容

被保険者となる月から2年間	均等割額：5割 軽減
---------------	------------

※所得割額はかかりません。

●平成20年度における保険料の特別措置

平成20年4月～9月まで	保険料負担なし
平成20年10月～21年3月	均等割額：9割 軽減

※所得割額はかかりません。

※この軽減に該当される人で、9月以前に徴収が開始されている人は「被用者保険の被扶養者であった」と確認されていない場合があります。その場合は、お手数ですが、お住まいの市（区）町村担当窓口へお知らせください。

《平成20年4月から同年9月までに被保険者になられた人の例》

	平成20年									平成21年			年額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特別徴収							◆		◆		◆		2540
月額							940		800		800		
普通徴収							◇	◇	◇	◇	◇	◇	2540
月額							540	400	400	400	400	400	

※平成20年7月以降に被保険者になられた人は翌年3月までは普通徴収になります。
◆年金支給月（偶数月）の15日に年金から天引きされます。
◇月末までに納付書などで納めます。
●特別徴収・・・受給されている年金から保険料を徴収（天引き）すること。
●普通徴収・・・市（区）町村から送付される納付書または口座振替によって保険料を徴収すること。

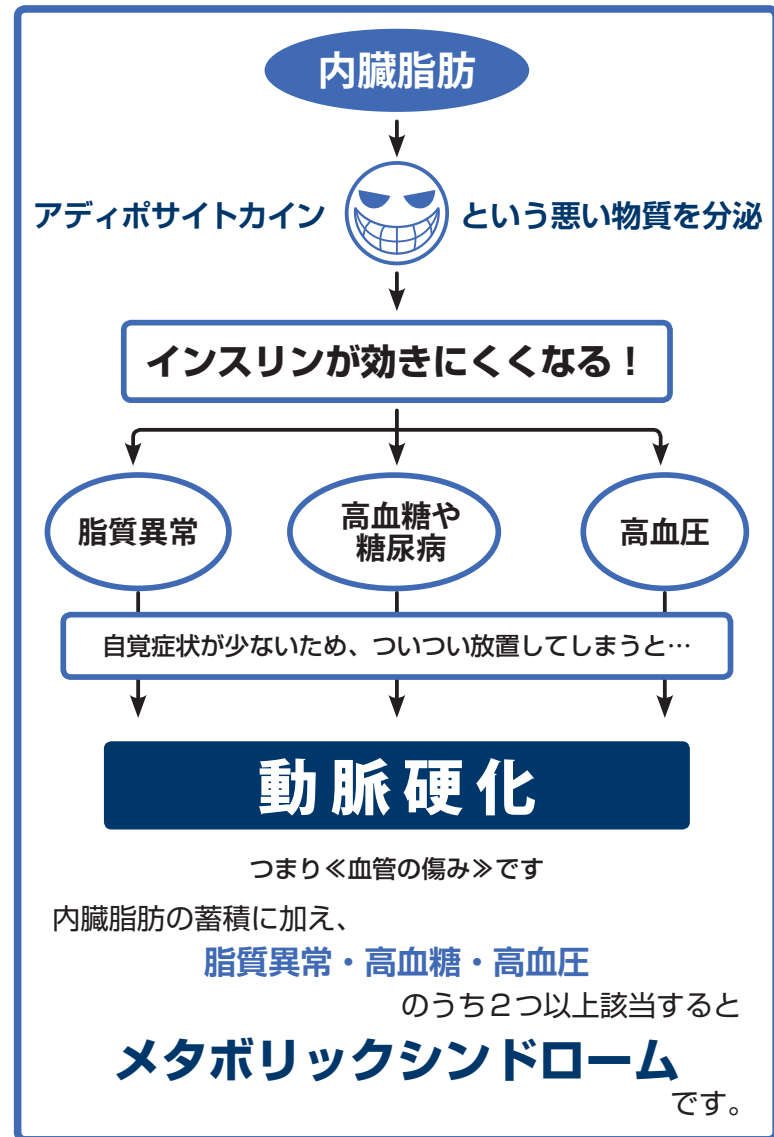
■問合せ先 住民課 ☎932-1151

メタボを予防＆脱出しましょう

血管の傷みは内臓脂肪によるものです

近年、生活習慣の変化により、内臓脂肪型肥満を原因とした病気が増加しています。例えば、心筋梗塞や脳梗塞。これらは、「血管の傷み」が大きな原因です。では、「血管の傷み」は、どうして起こるのでしょうか？

原因の多くは、お腹のまわりについて、内臓脂肪によるものです。



健診は健康状態を映す鏡です

生活習慣病は、ゆるやかな川の流れのように、体の中で徐々に進行していくものです。脂質異常や高血糖や高血圧は自覚症状がないため、自分の血管の中がどうなっているか気づきにくく、また、診断されても放置しやすい現状にあります。この、血管の傷みの程度を知るためには、定期的な健康診断の受診が大切です。

メタボリックシンドロームを 予防＆脱出しましょう!!

平成20年度からの特定健康診査は、その結果によって、個別に保健指導が行われます。自分自身の健診結果の説明を詳しく聞いて、専門家のアドバイスを受けながら、自分の健康管理をして、メタボリックシンドロームを予防＆脱出しましょう。

特定健康診査（個別検診）のご案内

※今年度の集団検診は終了しました
▼対象者 須恵町国民健康保険の被保険者
▼場所 水戸病院（旅石115・483）
▼検診期間 10月31日（金）まで
▼受付時間 8時30分～11時
▼持参品 特定健康診査受診券、保険証、自己負担500円
※特に、今まで検診を受けたことがない人やしばらく受診していない人などは、この機会をぜひご利用ください。

▼問合せ先 保健環境課 ☎932・1151